

喜多方市運転免許証自主返納者支援事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公安委員会に運転免許証を自主返納した高齢者に対し、A I オンデマンドバスの乗車券等を交付することにより、運転免許証自主返納の促進を図るとともに、返納したことによる不便の軽減、及び高齢者による交通事故の減少を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4の第1項の規定によりすべての免許の種類を取消しを申請し、運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、平成25年4月1日以降に自主返納をした者であって次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 運転免許証の自主返納時に満年齢65歳以上の者
- (3) 都道府県公安委員会規則の定めにより運転経歴証明書（以下「運転経歴証明書」という。）又は、運転免許の取消通知書の交付を受けた者

(支援内容)

第4条 この要綱による支援は、次の各号に掲げる事項について、別表に定める組合せのうち、申請者が選択したいずれか一つを交付することにより行うものとする。

- (1) A I オンデマンドバスの回数券（以下「回数券」という。）
- (2) 市内に事業所を有するタクシー会社の助成券（以下「助成券」という。）
- (3) A I ZUNORUCAカード（以下「I Cカード」という。）

2 回数券及び助成券の有効期限等は、次のとおりとする。

- (1) 回数券及び助成券の有効期限は、交付を受けた日から5年間とする。
- (2) 回数券及び助成券を利用できる者は交付を受けた本人のみとする。
- (3) 回数券及び助成券の再交付は原則として行わないこととする。

3 回数券、助成券及びI Cカードの利用方法は、次のとおりとする。

- (1) 回数券、助成券及びI Cカードの交付を受けた者は、第1項に定める交通機関を利用する際に、運賃の支払いに代えて、これらを使用するものとする。
- (2) 第1項第2号に定めるタクシー助成券は、運賃が助成券の額面を超えた場合は、超えた金額を利用者が支払うこととし、運賃が助成券の金額に満たない場合であっても、おつりは支払わないこととする。
- (3) 1回の支払いにつき、第1項第2号に定めるタクシー助成券を使用できる枚数は4枚(1,600円分)までとする。

(交付申請)

第5条 回数券、助成券及びI Cカードの交付を受けようとする者は、喜多方市運転免許証自主返納者支援事業申請書(様式第1号)に、運転経歴証明書の写し又は、運転免許の取消通知書の写しを添えて喜多方市長に申請しなければならない。ただし、本人申請を原則とする。

2 交付申請は、1人1回限りとする。

(交付決定)

第6条 喜多方市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、喜多方市運転免許証自主返納者支援事業決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、当該申請者に第4条第1項に規定する回数券、助成券及びI Cカードを交付するものとする。

(決定の取消し等)

第7条 喜多方市長は、受給者が偽り又は不正手段により回数券、助成券及びI Cカードの交付を受けたときは、その決定を取消し、使用された回数券又は助成券がある場合は、当該利用料金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、喜多方市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

第3条 第4条第2項に規定する回数券及び助成券の有効期限等は、前条の規定に関わらず、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	回数券	助成券	I Cカード	合計金額
1	20,000円	—	—	20,000円
2	—	20,000円	—	20,000円
3	—	—	20,000円	20,000円
4	10,000円	10,000円	—	20,000円
5	10,000円	—	10,000円	20,000円
6	—	10,000円	10,000円	20,000円
7	5,000円	10,000円	5,000円	20,000円
8	任意の額※1	任意の額※2	任意の額※3	20,000円

※1 回数券については、5,000円単位で申請可能とする。

※2 助成券については、4,000円を下限とし、かつ2,000円単位で申請可能とする。

※3 I Cカードについては、2,000円を下限とし、かつ1,000円単位で申請可能とする。